



入院のご案内

～入院される患者さまへ～



病院内及び病院敷地内 全面禁煙

当院では、健康増進法第 25 条に基づく受動喫煙の防止、保健所の指導、火災等の安全面を考慮し、病院内及び病院敷地内の全面禁煙を実施しております。
皆さまのご理解とご協力をお願い致します。



もくじ

入院されるまでの準備

●手術を受けられる患者様	3
●歯科口腔ケアについて	3
●現在服用中のお薬について	3
●入院時にご準備いただきたいもの	4
●予約入院の方	4
●緊急入院の方	4
●持参していただく書類	4

病院内の設備について

●デイコーナー	5
●売店	5
●ベランダ	5
●電話	5
●ランドリー室（洗濯室）	6
●駐車場のご利用について	6

病室内の設備について

●テレビ	6
●冷蔵庫（保冷式）	6
●ビースライド（貴重品入れ）	6
●ナースコール	6

入院生活について

●食事	7
●付き添い	7
●外出・外泊	7
●散髪	7
●入浴	7
●面会	7
●集中治療室	7
●退院時のお願い	7
●非常災害時の対応について	7

入院される皆様へのお願い

●入院中の病床、病室、病棟の移動について	8
●事故防止について	8
●感染防止について	8
●認知症について	9

●急な全身状態の変化について	9
●骨折について	9
●転倒・転落予防について	9
●義歯・差し歯の管理について	9
●入院中の他の医療機関受診について	9
●入院中の他科受診について	11
●貴重品について	11
●実習受け入れのお願い	11

みなさまに守っていただく事項

入院会計について

●入院費	10
●入院中のお支払いについて	10
●退院時のお支払いについて	10
●お支払い方法	11
●実費負担について	11
●入院診療費の計算方法について	11
●特別療養環境室のご案内	12

事務手続きについて

●保険証の確認	12
●相談窓口	12
●診断書・証明書などの発行	12
●限度額適用認定証について	13
●高額療養費の申請について	14

介護保険制度について

●利用できる方	14
●利用できるサービスについて	15
●介護保険の利用方法	16
●介護保険の申請方法	17
●早期申請のお願い	17

医療法人大植会における個人情報の利用目的

●個人情報の利用目的	18
●個人情報の開示・訂正・利用停止	18
●事業での利用	18
●事業所外への情報提供としての利用	18
●その他の利用	19

入院されるまでの準備

●手術を受けられる患者様

各診療科で説明された内容に沿って準備をしておいてください。手術時はアクセサリ類やかつら・エクステつけまつげ・つけ爪・指輪は外し、マニキュア・ジェルネイル（足の爪も含む）などは必ず除去してください。また、ひげは剃っておいてください。

予防接種や不活化ワクチン（インフルエンザなど）予防接種後2週間、生ワクチン（風疹など）接種後4週間は、全身麻酔下の手術は原則延期となります。

該当される方は必ず入院前に担当医師にお伝えください。

現在、飲まれている薬（例えば血液をさらさらにする薬である抗凝固剤・抗血小板薬など）がある場合は、休薬するか継続するか専門的な判断が必要となります。

できるだけ早い時期に担当医師にお伝えください。

●歯科口腔ケアについて

口腔内が不衛生な状態で、全身麻酔下での手術を受けると術後に感染症が起こりやすくなります。歯肉炎、歯槽膿漏、ぐらつく歯、虫歯などがある方は、入院までにかかりつけの歯科で治療を済ませておいてください。

また、全身麻酔下での手術では歯が折れたりぐらついたりする場合があります。ご心配な方は歯科医に相談し、あらかじめマウスピースを作成してください。

●現在服用中のお薬について

現在服用中のお薬はすべてお持ちください。

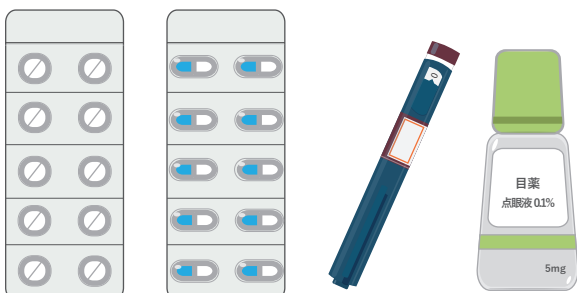
安全に治療・検査を行うため、お薬の内容を薬剤師が確認しています。

薬剤師がお薬の内容を正確に把握するために、お薬、お薬手帳、お薬説明書をご一緒にお持ちください。

（過去に服用・使用していたものはお持ちいただかなくて結構です。）

□お薬

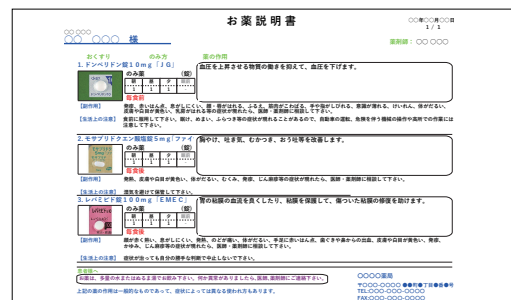
- * 現在服用している物
- * インスリン等の自己注射
（針やアルコール綿は不要です）
- * 目薬、吸入薬（喘息などのお薬）、貼付剤など



□お薬手帳

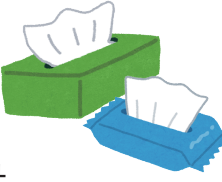


□お薬説明書



※入院中は、市販薬、サプリメントなどの服用は主治医の許可が必要です。

●入院時にご準備いただきたいもの

☐ 下着 	☐ 日用品  ティッシュ・ウエットティッシュ				
☐ パジャマ・ねまき  ※病衣の貸出を行っております（有料）	☐ イヤホン（テレビ用）  ※売店でも購入可能です。				
☐ 洗面用具 歯ブラシ・歯磨き粉・ヘアブラシ 電動ひげ剃り 義歯のある方は義歯を入れる容器など 	☐ 滑りにくい履き物（内履き用） <table border="1" data-bbox="813 761 1420 1176"> <tr> <th data-bbox="813 761 1109 817">○ 望ましい</th> <th data-bbox="1109 761 1420 817">✕ 望ましくない</th> </tr> <tr> <td data-bbox="813 817 1109 1176"> 脱ぎ履きがしやすく、 かかとのある履物 ・介護用の靴 ・転倒予防シューズなど  </td> <td data-bbox="1109 817 1420 1176"> 脱ぎ履きが難しく、 脱げやすい履物 ・スリッパ ・ヒモ靴  </td> </tr> </table>	○ 望ましい	✕ 望ましくない	脱ぎ履きがしやすく、 かかとのある履物 ・介護用の靴 ・転倒予防シューズなど 	脱ぎ履きが難しく、 脱げやすい履物 ・スリッパ ・ヒモ靴 
○ 望ましい	✕ 望ましくない				
脱ぎ履きがしやすく、 かかとのある履物 ・介護用の靴 ・転倒予防シューズなど 	脱ぎ履きが難しく、 脱げやすい履物 ・スリッパ ・ヒモ靴 				
☐ 入浴用 ボディソープ・シャンプー・リンス タオル 5 枚・バスタオル 2 枚  ※日用品セット（リンスインシャンプー・ボディソープ）のご購入は可能ですがアレルギー体質、敏感肌の方はご自身の体質に合ったものをご準備ください。					

※入院中の寝具（布団・シーツ・枕など）は病院で用意いたします。

※紛失・間違い防止のため、氏名のご記入をお願いいたします。

●予約入院の方

入院当日は、決められた時間までに下記書類とともに、1 階入院窓口（2 番総合窓口）で入院手続きを行ってください。

●緊急入院の方

入院後、できるだけ速やかに 1 階入院窓口（2 番総合窓口）に入院誓約書・健康保険証・介護保険証各種医療書の提出をお願いいたします。

●持参していただく書類

- | | |
|------------------------------------|-------------------------|
| ・健康保険証 | ・限度額適用認定証 |
| ・前期、後期高齢者医療被保険者証 | ・公費負担医療受給証（交付を受けている方のみ） |
| ・診察券 | ・介護保険証（交付を受けている方のみ） |
| ・入院誓約書 | ・身体障害者手帳（交付を受けている方のみ） |
| ・同意書類
（室料差額同意書・手術麻酔同意書・輸血同意書など） | ・入院時間診表 ※連絡先を必ず記入してください |
| | ・退院証明書（他院からの転院の場合） |



病院内の設備について

● デイコーナー

各病棟に憩いの場として設置しており、洗面台、自動販売機、レンジなどがあります。ご面会や余暇などにご利用ください。使用時間、使用方法など詳しいことはスタッフステーションにてご確認ください。



● 売店（1階中央エレベーター前）



営業時間

月曜～金曜日	8:00～20:00
土曜日	8:00～17:00
日曜・祝日	8:30～14:00

休日

12/30～1/3（年末年始）

● ベランダ

ベランダは非常経路となっております。通常、職員および業者が施設・設備管理のみに使用しており、入院患者さま及び関係者さまのベランダへの出入り・ご使用は安全上固く禁止しております。

● 電話

公衆電話は3階待合室、1階時間外出入口にあります。携帯電話の使用については、下記の使用できる場所にご利用ください。院内ではマナーモードに設定の上、周囲の方々の迷惑とならないようご協力をお願いいたします。使用に際して使用場所とマナーを守っていただけない場合や診療、治療に支障がある場合は使用の制限をさせていただきますのでご了承ください。

使用できる場所

使用を禁止している場所

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 1階夜間休日受付前待合 | ☐ 手術室 |
| ☐ 2階中央ホール | ☐ 集中治療室(HCU) |
| ☐ 3階手術待合 | ☐ 総合待合・外来待合 |
| ☐ 各公衆電話ボックス内 | ☐ 各診察室 |
| ☐ 各病棟デイコーナー | ☐ 各検査室 |
| ☐ 各病棟個室 | |

使用制限をしていただく場所

- ☐ 各病棟4人部屋（メール・web可能）

※職員は医療機器に障害を与えない「医療用 PHS」を使用しています。



ネットワーク名 (SSID) とパスワードは
院内に掲示している案内をご確認ください。

●ランドリー室（洗濯室）

コイン式洗濯乾燥機（100 円硬貨専用）を設置しております。利用時間・使用方法などはスタッフステーションにてご確認ください。

洗剤・柔軟剤は各自ご準備ください。

利用時間
8 : 00 ~ 20 : 00



●駐車場のご利用について

入院患者様及び面会者様の駐車料金の割引はありません。入院中に車・バイク・自転車を連日駐車させることはご遠慮ください。入院時、退院時、手術当日は無料です。

※無料の対象は当日発券の駐車券のみです。

利用時間	利用料金
6 : 00 ~ 20 : 00	最初の 30 分無料 以降 30 分毎に 200 円
20 : 00 ~ 6 : 00	最初の 30 分無料 以降 30 分毎に 300 円

●駐車券の無料検印場所

1 階②総合案内窓口で駐車券をご提示ください。

②総合案内窓口受付時間	
月曜～金曜日	8 : 00 ~ 19 : 00
土曜日	8 : 00 ~ 17 : 00

※上記以外の時間帯、日曜・祝日は時間外窓口にて
お願いいたします。

病室内の設備について

●テレビ

床頭台に設置してあるテレビはテレビカードが必要です。ご利用の際は他の患者さまのご迷惑とならないよう、イヤホンをご使用ください。

消灯は 21 時です。消灯後のテレビの利用は同室患者さまの睡眠の妨げになるため、ご遠慮ください。

テレビカードの自動販売機は各病棟のデイコーナーに設置しております。1 枚 1,000 円で約 19 時間使用できます。不要になった場合は残度数に応じて 1 階時間外待合に設置の「テレビカード精算機」にて払い戻しが可能です。

●冷蔵庫（保冷式）

冷蔵庫は 1 日あたり 117 度数（102 円）となり、1 日単位の予約となります。最大 3 日まで予約できます。料金はテレビカードと兼用になっております。

※冷蔵庫の予約分の返金はできません。

●ビースライド（貴重品入れ）

床頭台にビースライド（貴重品入れ）を設置しております。鍵の管理は各自でお願いいたします。鍵を紛失された場合 1,650 円を入院費と一緒に請求させていただきます。



ビースライド
（貴重品入れ）

●ナースコール

各ベッドにナースコールを設置しております。ボタンを押せばスタッフステーションと看護職員の PHS に連動しております。

また、浴室やトイレにも設置しておりますので、気分の悪いときなど看護職員に連絡を取りたいときに押してください。





入院生活について

●食事

朝食	昼食	夕食
8 : 00 頃	11 : 45 頃	18 : 00 頃

食事内容については選択メニューとなっております。

治療食は別メニューとなっております。

お茶はお食事前にお配りします。当院では、安全と感染予防のためペットボトルや水筒への配茶は行っておりません。

食事は治療の一環として指示に基づき提供しています。そのため持ち込み食は主治医の許可が必要です。生ものは食中毒の原因となりますのでご遠慮ください。

●付き添い

当院では国の療養担当規則に基づいた看護基準により看護を行っておりますので、「付き添い」については医師の許可が必要です。「付き添い」を希望される場合は所定の手続きが必要となりますので、病棟看護師にご相談ください。また、患者さまの状態・疾患によっては「付き添い」などご家族のご協力をお願いする場合がございますのでご理解とご協力をお願いいたします。

●外出・外泊

入院中の外出・外泊は、主治医の許可が必要です。事前にお申し出ください。

外出・外泊時は届け出用紙の記入が必要となります。お出かけ時と帰院時は看護師にお知らせください。（病院の周囲をリハビリ目的などで散歩する場合も届け出が必要です。）

近隣であっても病衣のままでの外出は禁止しております。

●散髪

散髪を希望される患者さまは病棟看護師へご相談ください。

●入浴

入浴・シャワー浴は傷病により好ましくない場合がありますので、必ず病棟看護師に相談のうえ、入浴・シャワー浴をしてください。なお、ご利用時間などはスタッフステーションにてご確認ください。

●面会

決められた時間以外の面会をご遠慮ください。

なお、面会時間以外に緊急のご用の方は病棟入口横のインターホンでスタッフをお呼びください。

安全管理のため、20:00～翌朝 8:00 まで、病棟入口は施錠しています。

4 階～8 階病棟 (HCU を除く)	
月曜～土曜日	14 : 00 ～ 20 : 00
日曜・祝日	10 : 00 ～ 20 : 00
集中治療室・HCU [1 回 15 分]	
月曜～日曜日・祝日	14 : 00 ～ 15 : 00
	19 : 00 ～ 20 : 00

* 集中治療室・HCU では治療の関係上、面会者及び 1 回あたりの面会時間などに制限があります。詳細は病棟看護師にご確認ください。

* 食中毒、その他感染防止のため、院外からの飲食物や生花の持ち込みはご遠慮ください。

* ご面会の方は、スタッフステーションにて面会用紙にご記入ください。

* 病状によりご面会をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

* 下痢・嘔吐症状や熱・咳などの症状がある方は面会をお断りさせていただきます。

●集中治療室・HCU

集中治療室・HCU への入院が必要となった場合は、別途入院費が必要となります。詳細は医事課入院担当にご確認ください。また、入院途中に集中治療室・HCU への入院が必要となり転室される際は一般病室を退室いただくこととなります。これに伴い、一般病室への帰室の際は、転室前の病室・病棟とは異なる場合がありますのでご了承ください。

●退院時のお願い

円滑な入院患者様の受け入れのため、退院のお時間はできるだけ午前中においております。趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。また、傷病によっては一定の期間の入院治療後に患者さまに転院をお薦めする場合があります。転院に関してのご相談は地域医療連携室が担当しておりますので1階総合受付にてお尋ねください。

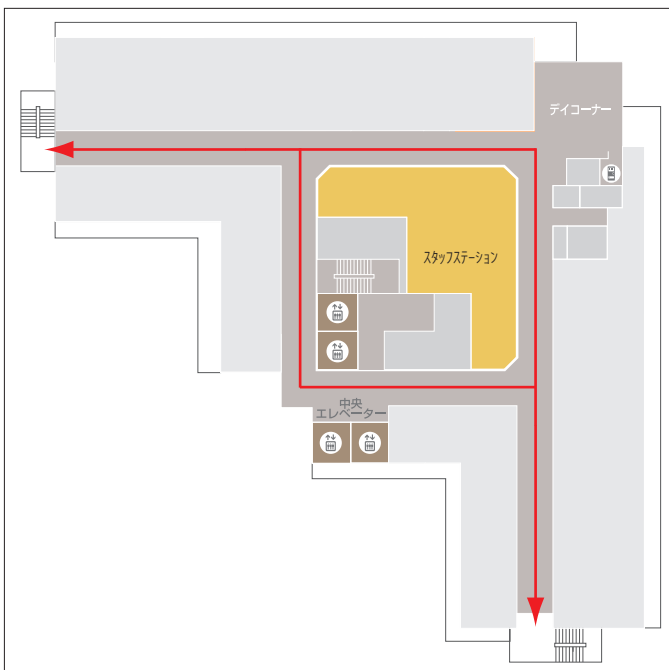


●非常災害時の対応について

各病棟に避難経路図を表示しておりますので入院時にご確認ください。

災害が発生した場合は病院職員の指示に従い、落ち着いて行動してください。避難の際、エレベーターは使用せず非常階段をご使用ください。

◆避難経路図



入院されるみなさまへのお願い

●入院中の病室、病棟の移動について

当院は24時間体制の救急指定病院です。緊急入院が必要な患者さまを常時受け入れているため急な転室（同じ病棟内で部屋が変わること）や転棟（病棟が変わること）をお願いする場合があります。また、総室では夜間、同室に緊急の患者さまが入院する場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

●事故防止について

入院される患者さまには、リストバンド装着のご協力をお願いいたしております。また、検査や点滴などでの患者さま誤認防止のため、リストバンドを確認させていただきます。患者さまのお名前の確認は姓名（フルネーム）で行っておりますので、職員がお尋ねしたときは姓名（フルネーム）でのお返事をお願いいたします。

●感染防止について

院内感染防止のために様々な対策を実施しています。しかし院内には免疫力が低下した患者さまもいらっしゃるため、患者さまやご家族の方々にも感染防止に気をつけていただく必要がありますのでご協力をお願いいたします。

* 病棟、病室への出入りの際には入り口に設置の消毒剤で手指消毒をしてください。

* 咳が出ている場合にはマスクを着用し、咳エチケットへのご協力をお願いいたします。

* 人に移る感染症にかかっている可能性のある方は、下記の事についてご協力をお願いすることがあります。可能性のある方は、面会を制限させていただくことがあります。

- ① 手指消毒の徹底や院内での行動制限、洗濯物の取り扱いなど
- ② 個室へ入室いただくこと
- ③ 面会制限

●認知症について

入院という今までの生活と異なる環境の中で、不安や緊張ストレスによって認知症が生じたり、悪化することがあります。そのため、自分のいるところがわからなくなり混乱し、歩き回ろうとしたり、点滴やチューブ類を引き抜いたりする行動を起こすことがあります。患者さまの安全確保のため、ご家族のご協力をお願いいたします。必要に応じて、病室の変更や手や足の抑制（手足、体の固定）をさせていただいたり、薬剤などを使用させていただくこともあります。このような場合は事前にお伝えしますが、急遽必要となる場合があります。連絡の付かない場合など、連絡が事後になることもありますのでご了承の程よろしくをお願いいたします。

ご家族の面会は、患者さまにとって入院に対するストレスの軽減につながり、入院生活を安心して過ごしていただきやすくなると考えております。できるだけ面会に来てくださいますよう、よろしくをお願いいたします。

●急な全身状態の変化について

年齢とともに体力が衰え、身体の様々なところに問題が起こりやすくなります。怪我や骨折も生じやすく、多種多様の病気にかかったりします。また、入院の原因となった疾病以外にも、肺炎や脳卒中など突然出現悪化する事があります。それは入院中であっても避けることは出来ません。緊急時に備え、あらかじめご家族の中で一番に連絡・説明をさせていただく方を決めておいてくださいますようお願いいたします。

●骨折について

安静臥床（静かに動かずに横になっている状態のこと）により急速に様々な機能が低下し、下肢の筋力や関節の拘縮（関節の動きが制限された状態のこと）によって転倒しやすくなります。また、骨粗鬆症が進行することでクシャミや咳などの日常生活でも骨折を生じる方が増加しており、治療が必要となることがあります。

●転倒・転落予防について

療養環境を整備することにより、転倒・転落防止に努めています。しかし入院中は、環境の変化や活動量の低下に伴う筋力低下、投薬などにより思いがけない転倒やベッドからの転落が起こる事があります。安全な入院生活を送るため、患者さまやご家族の方々と一緒に、転倒・転落の防止に努めますのでご協力をお願いいたします。

* 通常、移動時に介助が不要な方でも、移動に不安を感じる場合は遠慮なくナースコールを押してお知らせください。

* スリッパ類は脱げやすいのでゴム底の運動靴など、滑りにくい履き物をご準備ください。

●義歯・差し歯の管理について

入院中の義歯や差し歯の管理は原則として患者さまとご家族で行っていただきますようお願いいたします。ティッシュなどに包むと誤って捨ててしまう可能性があるため専用のフタ付き保管容器をご準備ください。

* 検査や治療時に差し歯やぐらついている歯が抜け落ちることがあります。

* 差し歯やぐらついている歯がある場合には、事前に職員へお申し出ください。できるだけ入院までに歯科治療を受けておいてください。

●入院中の他の医療機関受診について

入院中に他の医療機関（開業医などを含む）を受診することは原則として健康保険扱いとはなりません。最近、入院中に患者さまのご家族がかかりつけ医に薬だけを取りに行くケースが増えています。また、外出・外泊中の他院受診やご家族のみの受診についても同様です。かかりつけ医では、患者さまが申告しない限り入院中かどうかはわかりませんので、一旦保険扱いで計算しますが、保険の適用がされないために後日患者さまの全額実費負担となることがあります。必ず、主治医または看護師に相談してください。

●入院中の他科受診について

当院は厚生労働省の指定によりDPC対象病院です。
入院の対象になった疾病に関連する以外の診療は、
緊急性を要する以外、退院後改めて受診いただく
事になります。

●貴重品について

盗難防止のため、貴重品や多額の現金は持ち込まない
てください。当院では現金や貴重品はお預かりできま
せん。万一盗難・紛失・破損などが起こりましても
当院では責任を負いかねます。貴重品や現金の管理は
ビースライド（貴重品入れ）をご使用いただき、鍵は各
自の責任でお持ちください。当院では防犯上の理由から
防犯カメラを設置しております。ご了承ください。

●実習生の受け入れについて

当院は医師・看護師・薬剤師・理学療法士などの
育成のための実習生の受け入れ施設となっております。
実習生が担当させていただくことがありますので、ご協
力をお願いいたします。

みなさまに守っていただく事項

* 健康増進法第 25 条に基づく受動喫煙の防止及び
保健所の指導・火災などの安全面を考慮し、病院
敷地内は全面禁煙です。

2019 年 7 月 1 日から厚労省、大阪府条例により
指導が厳格化されています。

* 事故防止のため、無断外泊・外出や他人に迷惑を
かける行為・病院の秩序を乱すような行為
(飲酒・喫煙・賭け事・暴言・暴力・セクハラ・
宗教活動・不法行為など)
がある場合は、強制退院していただきます。

* 危険物（ハサミ、ナイフ等）は持ち込まないでください。

* 電気器具の持ち込みは安全上の観点からご遠慮いた
いております。

* 共有スペースはお互いにマナーを守ってご利用ください。

* 病院内の備品（点滴台・車椅子・歩行器など）は
院外に持ち出さないようお願いいたします。

* 病院から貸与の寝具・備品などを故意に破損した
場合は相当額の弁償をしていただきます。

* 緊急時のやむを得ない場合を除き、患者さまへの
電話の取り次ぎはお断りしております。

* 当院では、患者さまや職員のプライバシー保護の
ため、許可無く院内でのカメラ・ビデオカメラ・
携帯電話などによる写真撮影・録音をすることは
禁止しております。

入院会計について

●入院費

入院費は、健康保険の負担割合により請求いたします。
(交通事故・労災は除く)。限度額認定証・高額療養費
など、医療費の負担軽減のための制度については、
お住まいの市町村保険窓口や、保険証発行窓口へお
尋ねください。食事負担額は 1 食 460 円(上限 1380 円)
です。食事費の減額申請はお住まいの市町村保険窓口
へお尋ねください。

減額認定証をお持ちの方は 1 階総合受付にご提示くだ
さい(請求書発行後に提出された場合はご対応できか
ねる場合があります。その場合は市町村保険窓口及び
保険証発行窓口にて手続きをお願いいたします)。

●入院中のお支払いについて

入院費は、原則として月末締め分を翌月 10 日にご請求
いたします(日曜・祝日の場合、翌日になります)。

医療事務課入院担当が 14 時～ 15 時の間にお部屋まで
請求書をお届けいたします。お手元に届きましたら、
1 週間以内にお支払いくださいますようお願いいたします。
なお、ご不在の場合は 1 階④支払い窓口にてお預かり
させていただきます。

●退院時のお支払いについて

退院時の精算につきましては、退院当日にお支払い
くださいますようお願いいたします。医療事務課入院担
当がお部屋まで請求書をお届けいたします。お支払い
がお済みになりましたら、入院中の病棟スタッフステー
ションにお声を掛けてください。なお退院精算処理には
約 1 時間かかります。急な退院などの場合は、さらに
待ち時間が生じることがありますのでご了承ください。

●お支払い方法

お支払いは、1階に設置しております自動支払機、または1階④支払い窓口にてお願いいたします。クレジットカード、デビット機能付きキャッシュカードまたはデビットカードの取り扱いが可能です。

(カードの種類により対応できないものもあります。)

期日までにお支払いできない場合は1階④支払い窓口にお申し出ください。お申し出のない場合には、ご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、お支払い受付時間は下記のとおりとなっておりますのでご了承ください。

※診療明細書の発行について

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。ご希望の患者さまは1階④支払い窓口にお申し出ください。

お支払い受付時間

月曜～金曜日	9:00～19:00
土曜・日曜・祝日	9:00～17:00

●実費負担について

当院では、患者さまのご希望により下記の項目をご利用された場合、その使用量・利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

項目	単位	金額(税込み)
洗濯代(8Kgまで)	1回	737円
紙おむつ・紙パンツ代(M)	1枚	209円
紙おむつ・紙パンツ代(L)	1枚	264円
尿とりパッド(小/中/大)	1枚	各 33/55/110円
ディスポパンツ(ブリーフ/トランクス)	1枚	各 187/286円
T字帯	1枚	495円
病衣	1回	110円
日用品セット(1回分) (リンスインシャンプー・ボディソープ)	1セット	55円
ビースライド(貴重品入れ)鍵代 (※紛失時のみ)	1回	1,650円
エプロン	1枚	110円
当院診断書	1通	2,200円
診断書(入院証明書・通院証明書など)	1通	3,300～5,500円

紙おむつを持ち込み使用される方は、お尻拭きも必要ですので合わせてご準備ください。

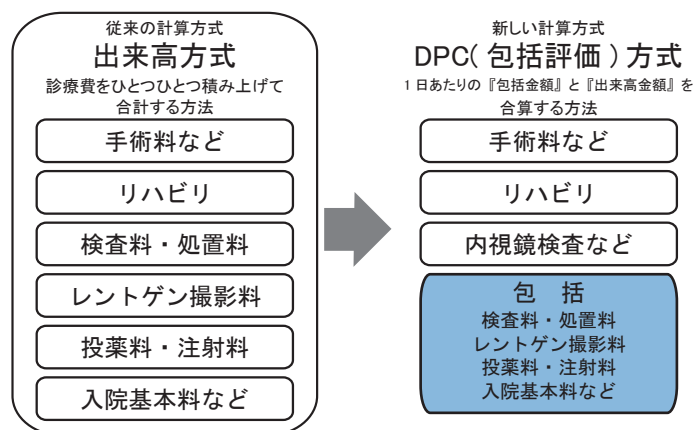
●入院診療費の計算方法について

当院は包括評価(DPC)という医療費制度に従って入院医療費を計算する病院として国から承認されております。「DPC」とは、診療内容(薬・検査など)の費用を合計して医療費を計算する「出来高払い」の制度とは異なり、病状の種類や手術・処置などの診療内容(診断群分類)に応じて決められている1日当たりの定額医療費を基本として算定する「包括方式」です。また包括部分には「薬(投薬・注射)」「検査料」「レントゲン料」「入院基本料」などが含まれ、「手術」「内視鏡検査」などは従来通りの「出来高方式」で計算されます。詳細な説明をご希望の方は、医療事務課入院担当までお申し出下さい。なお、急性期治療を有さないご病状に関しては退院後の治療となる場合がございますのでご理解とご協力をお願いいたします。

* 入院後の病状の経過などにより、診断群分類が変更となり請求額が変動することがございます。
この場合は退院時に前月までのお支払額との差額により調整をさせていただきます。

* 交通事故・労災・公災・自費でのご入院の場合は「DPC」による算定の対象外となります。

イメージ図



● 特別療養環境室のご案内

下記の部屋にご入院を希望される場合の差額ベッド料金です。

種別	金額（税込）	設備
個室 A	1 日 16,500 円	ベッド・床頭台・液晶テレビ・冷蔵庫・BD プレイヤー・Wi-Fi・応接セット・洗面台・クローゼット・トイレ・ユニットシャワー・など
個室 B	1 日 7,700 円	ベッド・床頭台・カード式テレビ・カード式冷蔵庫（保冷式）・Wi-Fi・収納付椅子・洗面台・トイレなど
種別	部屋番号	
個室 A	420・521・621	
個室 B	401・402・403・404・405・406・407・408・418・419・421・422・501・502・503・504・505・506・507・508・517・518・519・520・522・523・601・602・603・604・605・606・607・608・617・618・619・620・622・623・701・702・703・714・715・801・802・803・814・815	

事務手続きについて

● 保険証の確認

入院中に保険証などの変更があった場合は、必ず新しい保険証などを1階総合受付に提示してください。保険証などの提示がない場合は自費扱いになる場合があります。また、住所、氏名、連絡先の変更があった場合も1階総合受付にご連絡ください。

● 相談窓口

当院では、患者さま・ご家族さまが安心して治療を受けていただくために、療養上の様々な問題を専門に調整・援助する地域医療連携室スタッフが相談に応じています。お気軽にご相談ください。

◆ 主な相談内容

- ・介護保険についてのご相談
- ・在宅療養についてのご相談
- ・転院先のご相談
- ・セカンドオピニオンについてのご相談
- ・医療費や生活問題についてのご相談
- ・身体障害者手帳や年金のご相談
- ・ご家族のことで悩んでおられる方のご相談
- ・その他

● 診断書・証明書等の発行

各種診断書・証明書等の発行をご希望の方は、必要な書類を取り揃え、1階⑤文書受付窓口にお申し出ください。なお、受付からお渡しまでに1週間から10日間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。また、お受け取りの際は事前にお電話にて受付窓口へご確認されることをお勧めします。

※文書の申し込み・受け取りは、原則患者さまご本人に限らせていただきます。患者さまご本人が未成年者の場合は保護者の方（ご本人さま確認として健康保険証等をお持ちください。）

※患者さまご本人が申し込みをされ、第三者が文書申込書の控えを持って受け取りに来られた場合は、患者さまご本人が委任したものとなります。

※第三者が申し込みをされる場合、文書の受け取りは患者さまご本人がお越し下さい。（ご本人さま確認として健康保険証等をお持ちください。）なお、第三者の方が受け取りに来られる場合は患者さまご本人の委任状が必要です。

※文書の受け取りの際は、申し込み時にお渡しします文書申込書の控えを必ずお持ちください。また、お電話での申し込みは原則行っておりません。



● 限度額適用認定証について

2007 年 3 月 31 日までは、70 歳未満の健康保険加入者（国民健康保険・社会保険・組合保険等）は、医療機関で支払った医療費の月額が自己負担限度額を超えた場合、申請をすることで超えた分（高額療養費）が払い戻しされていました。

2007 年 4 月 1 日からは、「**限度額適用認定証**」の交付を受け、医療機関に提示すると入院及び在宅（在宅時医学総合管理料・在宅末期医療総合診療料の算定患者）の窓口負担が自己負担限度額までのお支払いとなります。（自己負担限度額については下記表をご参照ください。）

「限度額適用認定証」は、窓口で必ず保険証と共にご提示ください。

あらかじめ保険者に申請をしていただき、交付を受ける必要がありますのでご注意ください。

※加入している保険により申請方法が異なりますので、それぞれの機関へお問い合わせください。

（各保険証に記載されています。）

国民健康保険	区役所・市役所・国保組合
全国健康保険・船員保険	全国健康保険協会
共済組合保険・組合保険等	共済組合・健康保険組合

● 70 歳以上の方		医療費の自己負担限度額（暦月の 1 ヶ月あたり）	
		個人単位（通院費のみ）	世帯単位（入院費含む）
課税世帯	課税所得 690 万以上の方	252,600 円 （医療費総額が 842,000 円を超えた場合は、超えた部分の 1%を加算） ※多数該当（140,100 円）	
	課税所得 380 万以上の方	167,400 円 （医療費総額が 558,000 円を超えた場合は、超えた部分の 1%を加算） ※多数該当（93,000 円）	
	課税所得 145 万以上の方	80,100 円 （医療費総額が 267,000 円を超えた場合は、超えた部分の 1%を加算） ※多数該当（44,400 円）	
	一般所得	18,000 円 （年間 144,000 円上限）	57,600 円 ※多数該当（44,400 円）
非課税世帯	低所得 2	8,000 円	24,600 円
	低所得 1		15,000 円

● 70 歳未満の方		医療費の自己負担限度額（暦月の 1 ヶ月あたり）	
区分（所得）	ア 901 万円超 （基礎控除後の総所得金額）	252,600 円 （医療費総額が 842,000 円を超えた場合は、超えた部分の 1%を加算） ※多数該当（140,100 円）	
	イ 600 万円～ 901 万円以下 （基礎控除後の総所得金額）	167,400 円 （医療費総額が 558,000 円を超えた場合は、超えた部分の 1%を加算） ※多数該当（93,000 円）	
	ウ 210 万円～ 600 万円以下 （基礎控除後の総所得金額）	80,100 円 （医療費総額が 267,000 円を超えた場合は、超えた部分の 1%を加算） ※多数該当（44,400 円）	
	エ 210 万円以下 （基礎控除後の総所得金額）	57,600 円 ※多数該当（44,400 円）	
	オ 低所得者 住民税非課税	35,400 円 ※多数該当（24,600 円）	

※入院時の食事代・差額ベッド代（個室料金）等の保険診療対象とならないものは除きます。

※多数該当について

（当院にて、1 年間に 3 回以上高額療養費を受けられた患者さまを対象に、4 回目以降が減額となります）

●高額療養費の申請について

高額療養費とは、同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額(P.13参照)を超えた分が、あとで払い戻される制度です。

申請方法はご加入の保険者により異なります。保険証に記載されている保険者にお問合せください。

国民健康保険の場合は、市区町村により異なりますのでお住まいの国民健康保険担当窓口でご確認ください。

介護保険制度について

介護保険制度は、介護を必要とする方を社会全体で支えることを目的とした制度です。介護が必要になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で生活ができるよう、必要な介護サービスを利用することができます。

◆利用できる方

- ・65歳以上の方で介護や支援を必要とする方
- ・40歳から64歳の方で脳梗塞などの特定疾病(下記参照)が原因で介護や支援を必要とする方

①がん【がん末期】

②関節リウマチ

③筋萎縮性側索硬化症

④後縦靱帯骨化症

⑤骨折を伴う骨粗鬆症

⑥初老期における認知症

⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

【パーキンソン病関連疾患】

⑧脊髄小脳変性症

⑨脊柱管狭窄症

⑩早老症

⑪多系統萎縮症

⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

⑬脳血管疾患（脳出血、脳梗塞など）

⑭閉塞性動脈硬化症

⑮慢性閉塞性肺疾患

⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



●利用できるサービスについて

自宅に訪問してもらうサービス

訪問介護（ホームヘルパー）	ホームヘルパーが入浴・排せつ・食事などの身体介護や調理・洗濯などの生活援助を行います。
訪問看護	看護師が療養上の世話や診療の補助をします。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回と随時の通報により、介護・看護が一体的に、また連携しながら入浴・排泄・食事などの介護や日常生活上の緊急時の対応などが24時間対応で受けられます。
訪問リハビリテーション	生活機能を向上させるため、理学療法士や作業療法士・言語聴覚士がリハビリテーションを行います。
夜間対応型訪問介護	安心して在宅生活が送れるよう、定期的な巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護サービスです。

自宅で利用するその他のサービス

自宅改修	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行います。
福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具（電動ベッド・車椅子・歩行器等）を貸与します。



施設に通う、または短期間入所するサービス

通所介護（デイサービス）	食事・入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のための支援を日帰りで行います。
通所リハビリテーション（デイケア）	食事・入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。
認知症対応型通所介護	認知症の利用者を対象に、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで提供します。
小規模多機能型居宅介護	利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供します。
短期入所生活／療養介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。
複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

施設に入所するサービス

【リハビリを中心としたケアが必要な方】 介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定している人が、医学的管理のもとで、在宅生活への復帰を目指す施設です。医療上のケアやリハビリ、介護などが受けられます。
【生活全般の介護が必要な方】 介護老人福祉保健施設 (特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所する施設です。食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練、療養上の世話などが受けられます。
【病院での長期的な療養が必要な方】 介護療養型医療施設（療養病床等）	急性期の治療を終え医学的管理のもとで、長期療養が必要な人のための医療施設です。医療・看護・介護・リハビリなどが受けられます。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の利用者が共同生活する住宅で、食事・入浴などの介護や、機能訓練などが受けられます。

●介護保険の利用方法

1. 要介護認定を受ける

次ページの介護保険申請方法 1. ～ 5. をご参照ください。



2. 介護サービス計画（ケアプラン）の作成

居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）にケアプランの作成を依頼します。



3. サービスの給付

ケアプランに基づいたサービスを利用し、費用の1割または2割を利用料として支払います。また、利用料が高額となる場合には下記※1、2の制度があります。詳しくは各市町村の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

※1「高額介護サービス費」（申請必要）

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計が上限額を超えた場合には、超えた分が後から支給されます。

※2「高額医療合算介護サービス費」（申請必要）

医療保険と介護保険の両方に自己負担がある世帯で、1年間（毎年8月～翌年7月末）の自己負担額の合計が限度額を超える場合は、超えた分が後から支給されます。

●介護保険の申請方法

1. 申請

住所を管轄する役所の介護保険窓口に、介護保険被保険者証（40～64歳で特定疾病に該当する方は健康保険被保険者証）を持参し、申請を行います。



2. 認定調査

役所から調査員が自宅または入院中の病院を訪問し、心身の状況等について聞き取り調査を行います。（日程は、調査員より事前に連絡が入ります。）



3. 医師の意見書作成

役所からかかりつけ医に、心身の状況等について「主治医意見書」の作成依頼があります。（意見書は役所から直接かかりつけ医に郵送されます。）



4. 審査・判定

認定調査の結果と、かかりつけ医の意見書をもとに、介護認定審査会にて審査が行われ、要介護状態区分が判定されます。



5. 認定

「要支援1・2」「要介護1～5」「非該当」の区分に分けて認定され、認定結果通知書がご自宅に届きます。

●早期申請のお願い

退院後、介護サービスを利用した生活を円滑に進めるためには、入院中に要介護認定の申請、認定を受ける必要があります。（※要介護認定の結果が出るまでには最短でも約1ヶ月かかります。）

要介護認定の申請など、介護保険に関するご相談、ご質問は、地域医療連携室までお問い合わせください。

地域医療連携室 窓口受付時間

月曜～土曜日	9：00～17：00
--------	------------

休日

日曜、祝日、12/30～1/3（年末年始）

地域医療連携室	TEL.072-422-9909（代）
居宅介護支援事業所 ケアプランセンター ホワイト東岸和田	TEL.072-422-3319
訪問看護ステーション かつらぎ	TEL.072-422-3395
通所介護施設デイサービス かつらぎ	TEL.072-422-3304

医療法人大植会における個人情報の取り扱いと利用目的

当法人では、患者さま・利用者さまに安心して医療・介護を受けていただくために、安全な医療・介護をご提供するとともに、患者さま・利用者さまの個人情報の取り扱いにも、万全の体制で取り組んでおります。

●個人情報の利用目的

当法人では、患者さま・利用者さまの個人情報を別記の目的で利用させていただいております。

これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて患者さま・利用者さまから同意をいただくことしております。

●個人情報の開示・訂正・利用停止

当法人では、患者さま・利用者さまの個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って進めております。手続きの詳細のほか、ご不明な点につきましては、窓口までお気軽にお尋ねください。

●事業所での利用

1. 患者さま・利用者さまに提供する医療介護サービス
2. 当法人での医療・介護・労災保険・公費負担医療に関する事務
3. 入退院・入退所および転棟・転医等の病棟管理
4. 会計・経理
5. 医療事故等の報告
6. 当該患者さま・利用者さまへの医療介護サービスの向上
7. 院内医療実習およびボランティア活動への協力
8. 医療・介護の質の向上を目的とした研究および統計
9. その他、患者さま・利用者さまに係る管理運営業務

●事業所外への情報提供としての利用

1. 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等、患者さま・利用者さまに関わる事業者との連携
2. 他の医療機関、保険会社、職場及び学校等からの照会への回答
3. 患者さま・利用者さまの診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
4. 検体検査業務等の業務委託
5. 審査支払機関へのレセプトの提出
6. 審査支払機関または保険者への照会
7. 審査支払機関または保険者からの照会への回答
8. 関係法令等に基づく行政機関及び司法機関からの照会への回答
9. 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等への結果通知
10. 医師賠償責任保険等に係る、医療・介護に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出
11. 患者さま・利用者さまへの医療介護保険事務に関する利用
12. 医学進歩の為の学術研究等の報告
13. 紹介元主治医のカルテ等閲覧
14. ホームページ、法人刊行物等での統計・症例資料
15. ご家族等への病状説明



●その他の利用

1. 医療・介護・業務の維持・改善のための基礎資料
2. 外部監査機関への情報提供
3. 医療上の安全確保の為、患者さま・利用者さまの氏名呼び出しおよび入院・入所時のネームプレートの使用
4. 入退院・入退所に関わるお問い合わせ等
5. 犯罪の防止、鎮圧又は捜査、その他公共の安全と秩序維持のため、当局への報告、相談

※ 上記のうち、他の医療機関…等への情報提供について同意しがたい事項・不明な点がある場合には、その旨を受付窓口（担当者）までお申し出ください。

※ お申し出がないものについては同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更することができます。

※ 上記の回答、報告、相談、届出及び説明等、情報提供の手段に関しては、口頭、書類等あらゆる方法を含みます。

※ 法定保存期間を超えた診療録等は、必要に応じ、業者等へ処分依頼しております。







MAP



ACCESS



阪和自動車道 岸和田和泉インターより約20分
貝塚インターより約20分

阪神高速湾岸線 岸和田北インターより約15分
岸和田南インターより約10分

駐車場は有料です。

6:00～20:00(最初の30分までは無料 以降30分毎に200円)

20:00～6:00(最初の30分までは無料 以降30分毎に300円)

※外来診療の方は無料です。



J R 阪 和 線 天王寺駅ー東岸和田駅 快速約27分

和歌山駅ー東岸和田駅 快速約47分

関西空港駅ー東岸和田駅 快速約34分

南 海 本 線 難波駅ー岸和田駅 急行約25分

和歌山市駅ー岸和田駅 急行約46分

(徒歩約10分)



南 海 バ ス 岸和田駅前ー東岸和田駅 約6分(徒歩約10分)



医療法人 大植会

葛城病院

〒596-0825 岸和田市土生町二丁目33番1号

TEL.072-422-9909(代表) FAX.072-422-9919

<http://www.katsuragi-hosp.or.jp>